東京都墨田区の取り組み(プレゼンテーション)



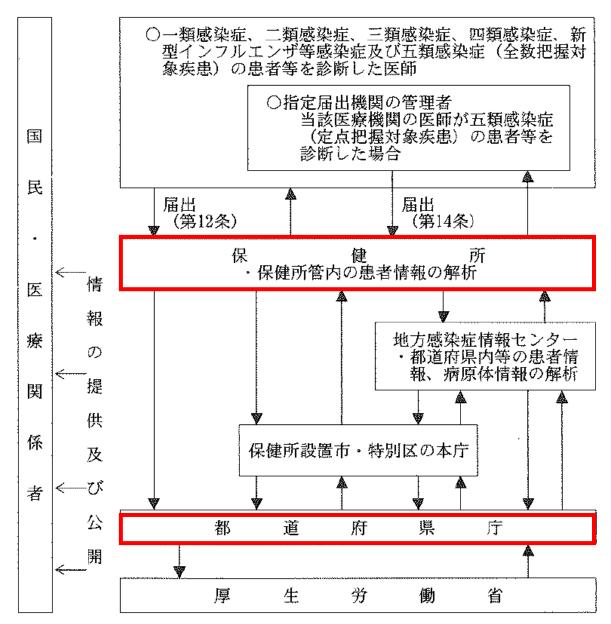


墨田区保健所長 西塚 至

<情報共有・連携> 保健所から都道府県、国への情報伝達について

- お尋ねの記事(令和2年10月20日読売新聞)中「保健所から感染 者情報・検査情報が国(都道府県)に迅速・的確に提供されず」 の事実を把握しておらずお答えは困難。
- 感染症法では、特別区は厚生労働省へ感染症発生報告を行うこととなっているが、危機管理上、東京都は広域的な感染症の状況を把握する必要があるため、区長は、検疫感染症の疑い患者の発生情報を受理したときは、直ちに都知事に通報することになっている。(保健衛生事務事業に係る都区協定)
- 知事は積極的疫学調査で得た情報を厚生労働大臣に報告する義務がある(感染症法第15条第8項)。
- 東京区部においては、保健所といっても、「届出受理保健所」 (医療機関最寄り)、「勧告保健所」(患者所在地)、「居住地 保健所」、「関係保健所」(勤務先、接触場所、接触者所在地) など2以上の役割を担う関係保健所が、患者調査、家族調査(健 康診断)、接触者調査、接触者の疫学調査などを分担するケース が多く、情報の集約に時間がかかることもある。

【参考】感染症法第12条及び第14条に基づく情報の基本的流れ



【出所】詳解感染症の予防 及び感染症の患者に対する 医療に関する法律 第4版 (中央法規)

保健衛生事務事業に係る都区協定書 (昭和50年4月1日施行。平成12年改定)

GROWN STREET MORROW 4 IS 1 TORY 中央12年1月11日日本 THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 原健衛生事務事業に係る登試保定書 ARRIVA GLY TENAN 2003, LANGUE GLY TEN. 2003, GRANTANA CHI. ANABIZYMETS. WITH COMPLEXABLE OF THE SPILE SHARE OF SKY SPILE ROWSEN CHICAGO STREET, STATE OF STREET, STATE STREET, STATE OF STATE OF STATE OF STREET, STATE OF STATE O 銀元を展開を図ることをおめませた。 (80.60) WIR STRUCKSTON SERVICE CO. O RESERVES IN CONTRACTOR D RESERVE PROPERTY NAME OF OF RESTORED PERSONS AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 IN ID THE BRIDGEST HICKORY BOY OF GMB12STERNINGS 15 「有限を発生をインターにおける資産資産を利用を III. TELEPHONESISSISSI COM 180 9071 WIR BUNGHINGSHIP CANAL COLUMN NAM LOGGISHUMMENTANE, DELOGGISHOUS WED-OUTS, MAN CHECKETT MIR LOWER WELLWARDS AND STREET WINDS, TRIABLESS, CARRESPONDING SERVICE 9811938112 KIRSHA -

3 検疫感染症及び感染症無団発生時の措置に関 する層目協定 第1、これ前外衛官は、計画的事事が大きり、正確的的場合と関うする情報書店を与れるの情報 食業等を食用の食物の食べないでは食物を増えます。食は一体として発表される味に実施し 元金を押すことを分的とする。 #1 #2+5#WH, MOUDELTS. O WOMBONSHINE (I) BRORDERSHORE O SMACHE WILL in・Gistoirtis Matgetを発展される。 第3 番目事業、工業的企業者から企業があると数がまとませ、宣表に対して前途事業とついての CROSS WHENCESSELVE. この確定は、場合に作るほとかかも強力する。 権疾感染量及び感染前集団発生時の措置 OF 160 第1 この事業で定める場所要素を7は、事情後に否かられたものとする。また、集団を含む体を **成本式上は、他に関外を影響など、物理解集性、発見インフルルンデ発性など、一般経験性** THERE, THERE, DREECHTSHEEST-TS. 2 東京を大きは、日一都発展的により工作によりを支えると場合をいう。 INCODE NAMED IN BY BREERSON, STATEFUL. DI WEST-DAME



(都知事の助言、勧告)

第3 <u>都知事は、</u>広域的な見 地から必要があると認めると きは、<u>区長に対して</u>防疫措置 についての<u>必要な助言、勧告</u> を行うものとする。 第2 検疫感染症発生時は、 次により処理する。

(1) 知事への通報

区長は、疑い患者の発生情報を受理したときは、直ちに都知事に通報するものとする。

(感染症集団発生時の措置)

第3 感染症集団発生時は、次により処理する。

(5) 入 院

都は、患者の受入れ先の確保のため必要に応じ<mark>感染症指</mark> 定医療機関間の受入れ数の調整を行う。

<情報把握・共有のためのシステム> HER-SYS、G-MIS、VRSなど全国的な情報把握・共有システムについて

- 例示された支援システムは、いずれも保健所の負担軽減につながっている。一方、
- HER-SYSの課題だが、届出医師の協力が得られにくく、FAXと共存していること、患者氏名の検索が煩雑、データ解析が困難など別途、感染者情報一覧を作成して二度手間などが挙げられる。
- G-MISの課題だが、保健所が診療検査医療機関の資格以上に、地域の医療機関の情報を閲覧できないなど、都内医療機関の空床情報などにアクセスできことが挙げられ、都内で使用をやめた。
- VRSの課題だが、本区では他自治体住民に接種した情報が当該区 ヘフィードバックされず、在庫なのかどうか判別できないこと、 病院にとって、入力のみで情報を閲覧できず端末上で入力間違え 等を確認できないなど使い勝手が悪いことなどが挙げられる。

<権限の的確な行使に関する課題> 保健所設置市・区と都道府県の関係 ① 入院調整について

- 一類感染症については、第一種感染症指定医療機関が区部に偏在しており、都全域を一つの医療圏として運用したほうが合理的。都区間協定に基づく「感染症予防に関する事務」に、「新感染症・1類感染症発生時の連携」の項に「移送及び入院」の事務について「都と区は連携し、また、厚生労働省と調整の上、移送及び入院勧告等を行う。」と明記されている。
- 二類感染症については、第二種感染症指定医療機関が概ね二次医療圏ごと配置されているため、保健所が「移送及び入院」事務を完結できる。しかしながら、各指定医療機関の病床数はわずかであること、併設する救急医療機能などに差があることから、集団感染事例、国内に常在しない病原体による重篤な感染症の発生時など、通常とは異なる感染症の発生時には、区からの連絡を受けて、都が関係機関との調整を行うこととされている。

都内感染症指定医療機関一覧(第一種及び第二種)

100 et 100 00 24	指定病床数		the size of	二次保健医療圈	主たる管轄区域	
医療機関名	一種	二種	所在地	勧告保健所	(区市町村)	
都立駒込病院	2	28	文京区本駒込三 丁目18番22号	区中央部	文京・台東・北・荒川・足	
				各区保健所	立·葛飾	
公益財団法人東京都保	2	18	大田区東雪谷四 丁目5番10号	区南部	品川·目黒·大田·世田	
健医療公社在原病院				各区保健所	谷·法谷	
	0 - 2		墨田区江東橋四	区東部	千代田·中央·港·墨田 江東·江戸川	
都立墨東病院	2	8	丁目23番15号	各区保健所		
自衛隊中央病院	2		世田谷区池尻一 丁目2番24号	=	_	
公益財団法人東京都保 健医療公社豊島病院		1 2121	板橋区栄町33番 1号	区西北部	新宿・中野・杉並・豊畠	
		20		各区保健所	板橋·練馬	
青梅市立総合病院	\$ 8	02	青梅市東青梅四 丁目16番5号	西多摩	青梅・福生・羽村・あき	
		4		西多摩	野・瑞穂・日の出・奥多摩・檜原	
東京医科大学八王子医	8	0	八王子市館町 1163番地	南多摩	八王子·町田·日野·多	
療センター		0		八王子	摩·稲城	
国家公務員共済組合連			立川市錦町四丁	北多摩西部	立川・昭島・国分寺・国	
合会立川病院			目2番22号	多摩立川	立·東大和·武蔵村山	
日本赤十字社東京都支		6	武蔵野市境南町 一丁目26番1号	北多摩南部	武蔵野·三鷹·府中·訓 布·小金井·狛江	
部武蔵野赤十字病院		0		多摩府中		
公立昭和病院			小平市花小金井 八丁目1番1号	北多摩北部	小平・東村山・西東京	
		6		多摩小平	清瀬·東久留米	
国民健康保険町立八丈			八丈島八丈町三	島しょ	大島・利島・新島・神津・	
病院	2		根26番地11	島しょ	三宅・御蔵・八丈・青ヶ 島・小笠原	
合計	8	106				

- ✓ 第一種感染症指定医療機関 は施設数が少なく、偏在
- ✓ 第二種感染症指定医療機関 は概ね二次医療圏ごと。施 設の開設者、医療機能、病 床数に差がある。



広域調整が必要

【出所】東京都感染症予防計画

保健衛生事務事業に係る都区協定

特別区と東京都は連携して感染症の検査医療体制を構築

〈引用〉 (第3回)東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料(令和2年2月3日)

新型コロナウイルス感染症に係る相談・医療提供体制(案)

令和2年2月3日 祉 保 健

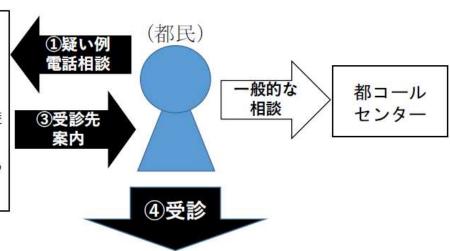
相談・医療提供体制を強化

【都・特別区・八王子・町田市保健所】

帰国者・接触者電話相談センター

〈疑い例の定義(以下のⅠ及びⅡを満たすもの)※〉

- I 発熱 (37.5℃以上) かつ呼吸器症状を有している
- Ⅱ 発症から2週間以内に、以下の(ア)(イ)の暴露歴 のいずれかを満たす。
- (ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。
- (イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ 呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。
- ※令和2年2月3日時点



②調整

帰国者•接触者外来 (非公表)

【感染症診療協力医療機関】

約80病院

機密性の高い元

保健所経由で遺伝子検査

陽性の場合

【感染症指定医療機関】 12病院

- 特定感染症指定医療機関 1病院4床 (国立国際医療研究センター病院)
- 第一種感染症指定医療機関 4病院8床 (都立駒込・都立墨東・公社荏原・自衛隊中央病院)
- 第二種感染症指定医療機関 10病院106床 (都立駒込・都立墨東・公社荏原・公社豊島など)

【感染症入院医療機関】約190医療 展開

(うち55病院は診療協力医療機関を兼ねる)

を活用しつつ、これに加えて 感染症診療協力・指定・入院医療機関でない

【指定二次救急医療機関】

(参考) 指定二次救急医療機関数 241医療機関

にも、入院を要する患者の受入を要請

上記の体制については、関係機関と必要な調整の上、今週末を目途に立ち上げる

③ 保健衛生事務事業に係る都区協定

都区共通の検査基準

〈引用〉(第5回)東京都新型コロナウイルス感染症 対策本部会議資料(令和2年2月12日)

令和2年2月12日福祉保健局

新型コロナウイルス感染症に係る検査についての申し合わせ

都、特別区、八王子市、町田市は、新型コロナウイルス感 染症の検査について、下記のとおり申し合わせた。

記

- 新型コロナウイルス感染症の検査の実施は、国が定める 「感染が疑われる患者の要件」に基づいて判断することを 原則とする。
- その要件に合致しない場合でも、症状、患者等との濃厚接触の度合い、他の疾患との鑑別の状況などにより、新型コロナウイルス感染症が強く疑われると判断する症例については、医療機関と調整の上、実施する。
- 国が定める「感染が疑われる患者の要件」(令和2年2月3日)
- I 発熱又は呼吸器症状(軽症含む)を有し、確定患者と濃厚接触歴あり
- 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域 (中国湖北省)に渡航・居住していた者
- 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域 (中国湖北省)に渡航・居住していた者との濃厚接触歴あり
- Ⅳ 発熱・呼吸器症状その他感染症を疑わせる症状のうち、医師が医学的知見に基づき、集中治療等が必要かつ特定の感染症と診断することができないと判断し鑑別を要したもの

公表基準

〈引用〉(第2回)東京都新型コロナウイルス感染症 対策本部会議資料(令和2年1月31日)

感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方(案)

○ 国においては、詳しい行動歴等を公表していないが、都は、都民の不安を少しでも解消するため、感染者のブライバシーの保護に十分に配慮しつつ、関係者等の同意を得たうえで、風評被害が生じない範囲で、公表内容を見直す。

(都が新たに原則として公表する内容)

- ・入国経路(利用空港など)
- ・滞在場所(都内・都外)と滞在日
- (必要に応じて公表する内容)
- 移動手段
- 濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討・判断する。
- 公表の考え方については、今後の患者発生の動向などを踏まえ、適宜見直し を行う。

(参考) 現行の公表内容

年代、性別、居住地 (都道府県名)、症状・経過 (来日日、症状出現日、受診 した医療機関の所在する都道府県名)、行動歴(武漢市や中国への渡航歴など)

<権限の的確な行使に関する課題> 保健所設置市・区と都道府県の関係 ② 訓練を含む平時のコミュニケーション

- 東京都、特別区、政令市は、新型インフルエンザ等の感染症患者に対する医療に関して、第1種及び第2種感染症指定医療機関の所在地を基準とする地域(以下「ブロック」という。)における地域医療確保計画及びこれらを広域的に調整する東京都全体計画を策定している。
- 感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係者との緊密な連携の下、別に定めるところにより、新型インフルエンザ等に対応する東京都全体の医療体制の整備を進めるための協議体(以下<u>「感染症医療体制協議会」という。)が設置されている</u>。
- 地元区市町村、感染症指定医療機関、地区医師会等関係者の緊密な連携の下、新型インフルエンザ等に対応する地域医療体制の整備を進めるための協議体(以下<u>「感染症地域医療体制ブロック協議会」という。)が各ブロックに設置されている</u>。
- 各ブロックでは、<u>東京都のリーダーシップの下、事前の想定や訓練など平時のコミュニケーションがはかられている</u>。

新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱 平成20年3月31日19福保健感第795号 最終改正 令和2年3月13日31福保健感第2040号

新型インフルエンデ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱

19福保健感節795号 学成20年3月31日

最終改正 51福保健議第2040号 台和2年3月13日

(事業の行的)

第1 本事業は、新型インフルエンザ等対策特別指揮性(平成24単連体第31号)関 二条第一項に規定する新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染値を除く。)の感染性患者に対する医療機能を設して、第1種及び第2種感染解性定接維機関(認核患者の人間を拠れる必要機能を設する)にあける地域民務機能分割な(以下「プロックの網染を出場と接続機能及維度計劃(以下「プロックの網染を出域医療機能計劃(以下、プロックの網染を出域医療維度計劃(以下、プロックの網染を出域医療維度計劃(以下、プロックの網染を出ているとして、)の大流行に難して、健康接近を最小限に設えるために、通常な医療を使出する体制の整備を受達することをびに新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染値を除く。)の大流行に難して、健康接近を最小限に設えるために、通常な医療を使出する体制の整備を受達することをびに新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染値に限る。)について発生時に影の実情に応じた対策を指摘することを対めとして実施する。

(実施主体)

第2 本事業は東京部が実施する。

(ブロック構成)

第3 プロックの構成は、別去のとおりとする。

(事業内容)

前4 東京都会域を対象として、次に掲げる事業を行う。

・ 施運体の投資及び運営

感受症指定医療機関、東京都医師会等の関係者との緊密な連携の下、別に定めるところにより、新型インフルエンザ等に対応する東京都会体の医療体制の整備を進めるための協議体(以下「補染症医療体制協議会」という。)を設度し、進会する。

二、計画の策定

前与に定める感染症疾症体制取議会の協議内容を確まえ、新型インフルエンデ 等 (新型コロナウイルス感染症を除く。) に備えるための困惑確保計画を検定する。

三 研修会等の実施

医療機関等、緊急インフルエンザ対策に取り組む必要のある関係者に対し、影 型インフルエンザ対策に向けた適切な知識の付与を目的として、研修会等を実施 する。

- 2 プロックごとの感染症地域近極体制の整備を促進するため、次に掲げる事業を行う。
- 信義体の投資及び避労

恵夫区市有材、経染を供定医療機関、地区医療会等関係者の態度な連携の下、 別に定めるところにより、新型インフルエンザ等(新型コロサウイルス感染症を 技(。)に対応する地域医療体験の整備を進めるための処理体(以下「感染症 地 域医療体制プロック論 認会)という。)をラブロックに設置し、運化する。ただ 上の、事業地域においては、新たに協議体を設置せずに、既存の協議体をもって本 協議体に行えることができるものとする。

二 計画の第空

前号に定める感染金医療体制協議会の協議内容を踏まえ、次に掲げる事項についてプロック回感発金建減医療場保計器を集合する。

なお、計画は事業初年度に取りまとめを行い、その後は適宜見直しを行う。

- (1) 会区市町村の新型インフルエンデ相談センター。新型インフルエンデ専門株 乗りスト
- (2) プロック内の人間医療機関リストの作成及び病体数の確認
- (3) 保健所における相談部11
- (4) 医療体制を整備するに当たっての問題点の取りまとめ
- 三 普及原来の実施

医療機関等、影響インフルエンザ対策に取り向わ必要のある関係者に対し呼信 会等を開催するなど、新型インフルエンデ対策のための適切な知識の対応を目的 とした美及等発を行う。

W RECER

乗生時において適切な医療提供及び緊急債額を行う体制を整備するとともに。 広波的な医療運賃性制の強化を切るため、第3項第1号に掲げる協議体の構成員 を中心に、乗生時刊定到線を実施する。

(事務方法

第5 第4第1項に指げる事業及び第4第2項に掲げる事業のうち状態のブロッテで更 施するものは実別数が行う。第4第2項に掲げる事業のうち多種地域及び島しょのブ ロッチで実施するものについては、躯保健所が行う。

なお、第4第1項第3号に掲げる事業及び第4第2項に掲げる事業のうち区類の プロックで実施するものについては、第1に掲げる目的を連成するため、財団法人業 収算経過子研合に参加して行う。

2 この事業に必要な経費については、予算の範囲内において、形に定める。

1200

第6 この受職に定めらもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康安全課長 が制に定める。

\$1.00

この養養は、学成立の年4月1日から施行する。

財 施 (早成21年7月7日付21福保健國第176号)

この要義は、平成21年7月7日から施行する。

- <国と地方公共団体との関係①> 国から大量の通知・事務連絡が発出。
- ▶現場での実質的な裁量権がないと感じるか
- ▶国の考えと異なる創意工夫は?
- 基本的には<u>平常時の事務は自治事務、広域性のある事務、緊急時</u> の事務は法定受託事務と整理されていると承知。
- 積極的疫学調査(行政検査)などは、感染症のまん延防止の事務と連動することを予定していることから、強い権限による情報収集は法定受託事務と整理されている。
- 日経新聞(令和3年2月18日)標題「コロナ対策に『通知行政』の壁」の記事中、「民間の臨時調査会が『通知行政の限界だ』と批判した」について、理解できる部分がある。
- 行政検査に関する事務連絡(Q&A)に記載された行政検査の対象者の例示中「④当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」、積極的疫学調査実施要領の濃厚接触者の定義中「その他、(略)周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する」など、裁量の余地はある。
- 創意工夫をこらし危機に対処しているが、本区の行政判断が<u>「国</u> の考えと異なる」事実はなかったと認識。

<国と地方公共団体との関係②> 感染症法改正で国の自治体へ指示権限拡充。

- ▶国による強力な関与の権限をどう考える
- ▶国が統一的方針を定める事項と、自治体の 主体的な判断が尊重されるべき事項について
- 有効的かつ人権保障の観点から必要最低限度の感染拡大防止措置を行うためには、<u>専門知識、技術に裏打ちされた行政判断が必要となる。そのため感染症予防事務は原則「保健所」を有する地方公共団体(特別区を含む)を基本とすべき</u>。
- 一方、感染症が都道府県等の区域を越えて発生した場合、接触者調査の調査や患者の移送等の対応について、複数の都道府県の間で連携して対応することが必要であり、<u>緊急に必要があるときは、国が都道府県等の間の事務を調整し、事務の実施を含めた指示を行う必要があると考える</u>。

<地方公共団体と医療機関との関係> 都道府県等で病床確保の取り組みが不十 分との記事(日経新聞令和3年3月5日)

- 記事にある「病床確保は感染症法などに基づき一義的に都道府県知事の権限である」はそのとおり。
- 墨田区では、区内12病院(うち都立病院2)と連携し、コロナ 病床、回復期病床の確保に努めてきた。
- ・令和2年4月時点で53床のところ、現在コロナ即応病床266 床と回復期56床を確保している。これは<u>平時からの情報共有と</u> 連携・協働のたまものと考えている。
- 都内自治体別のコロナ病床数が公表されておらず、他の自治体のことはコメントできない。

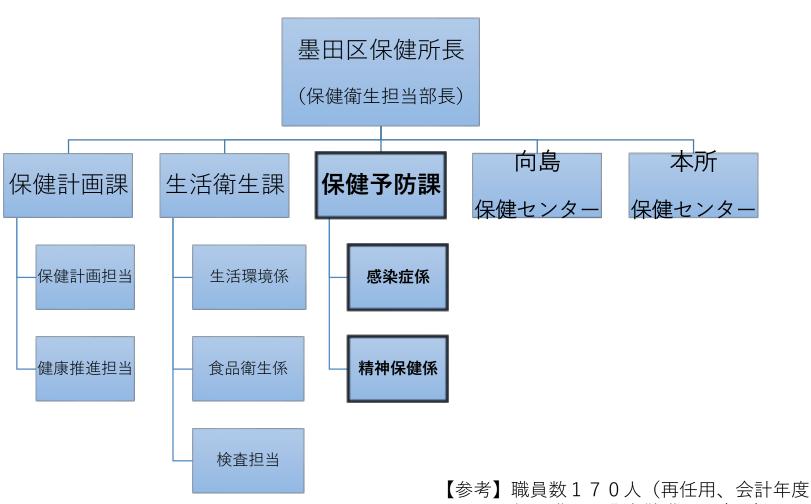
<人的リソース不足について>

- ▶自治体内の応援
- ▶自治体間の応援
- ▶自治体外の応援
- ・ 自治体内の応援だが、墨田区では昨年1月、危機管理体制(レベル5)とし全庁あげた体制を構築。感染症対応では10名から100名体制、コロナワクチンでは20名体制を応援で確保
- 自治体間の応援だが、墨田区は東京都から職員の派遣を受けている。墨田区としては、被災した自治体へ職員を派遣することは可能。
- 自治体外の応援だが、国や都道府県による広域調整の仕組みは必要だと考える。

資料

	墨田区保健所(保健衛生担当)組織図	17頁
	コロナ対応に係る墨田区保健所の指揮命令系統(インシデント・コマンドシステム)	18頁
	墨田区における緊急的な医療提供体制の拡充(令和3年8月25日)	19頁
	新型コロナワクチンの接種状況について(8月21日時点)	20頁
	墨田区の感染の広がりを表す指標(新基準)	21頁
	新規陽性者数(墨田区居住者)速報値	22頁
	年齢別にみた感染者数の動向(60歳以上の割合)	23頁
	墨田区における療養者の状況	24頁
	PCR検査数と陽性率(墨田区内) 速報値	25頁
	電話相談件数(土日祝除く)	26頁
	墨田区主要繁華街 推計滞在人口(各駅から半径500m範囲)の推移 8月24日	27頁
	医療提供体制の強化 令和3年8月30日	28頁
	抗体カクテル療法について 令和3年8月5日	29頁
	プール方式の仕組み(4人分を1度に行う場合) 令和3年6月29日区長動画	30頁
	非常事態宣言の再々発令に伴う墨田区の対策 令和3年4月23日	3 1 頁
	新型コロナウイルス感染症の再拡大(第2波)に向けた墨田区の取組について 令和2年6月24日	32頁
	新型コロナウイルス感染症対策について(第3波・同時流行への備え)令和2年12月4日	33頁
	夜の繁華街におけるクラスター対策(墨田区全域) 令和2年8月6日	3 4 頁
	変異株対策の強化 墨田区独自に変異株検査を開始	35頁
	無症状者のPCR検査(繁華街でのモニタリング検査)	3 6 頁
	民間の検査機関を誘致	3 7 頁
	コロナ検査可能な医療機関 33都道府県が非公表(日経新聞11月12日)	39頁 16

墨田区保健所(保健衛生担当)組織図

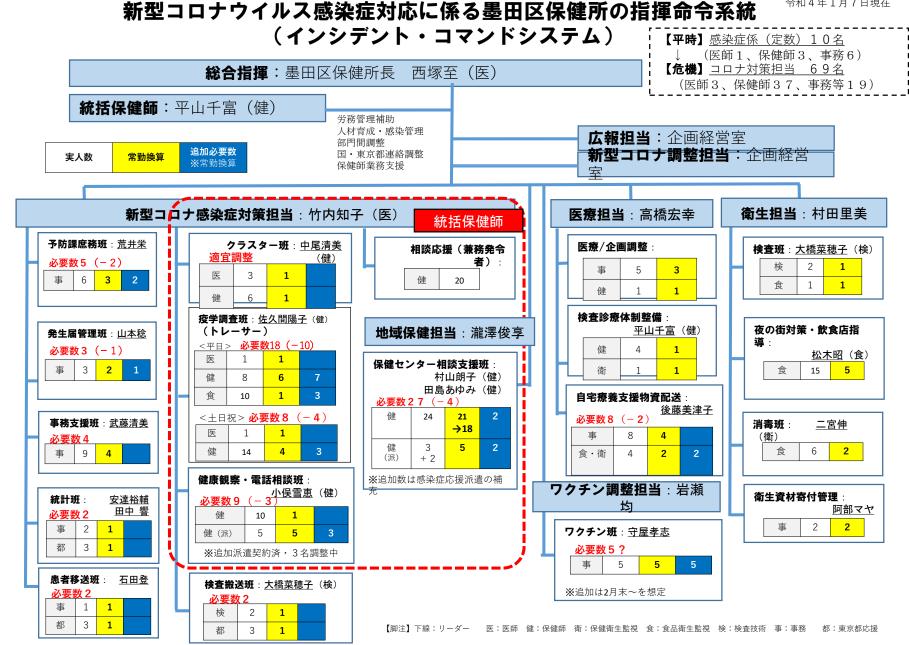


任用職員、非常勤職員を含む) 17

令和2年8月1日現在

新型コロナウイルス感染症対応に係る墨田区保健所の指揮命令系統

令和4年1月7日現在



墨田区における緊急的な医療提供体制の拡充

令和3年8月25日 第28回新型コロナ対策本部 生担

東京都の「医療非常事態」宣言(令和3年8月17日)を受けて、墨田区として以下の項目に緊急的に取り組む。

- 「入院重点医療機関」を1施設追加することで区内の「コロナ専用病床」増設(23床増。うち2床は重症用想定)
- 疑似症病床(PCR検査等の結果が判明していないがコロナ感染が疑われる患者を収容する個室)を活用し、搬送困難 例(呼吸不全、透析患者)に薬物療法・酸素投与を行う「緊急対応病床」を新設(33床を予定)。
- 「緊急対応病床」のうち、賛育会病院(地域周産期母子医療センター)の疑似症病床を「周産期病床」として整備 (7床を予定)。入院先が少ない妊婦と小児の入院要請に応じる体制を確保
- 「緊急対応病床」と病院救急車等の移送手段を活用し、中和抗体薬(抗体カクテル)投与のための1泊入院を開始。
- 自宅療養者の健康管理強化のため、パルスオキシメーター(900台⇒1、800台)、酸素濃縮器(3台⇒さらに 10台上積み)を拡充。墨田区医師会、訪問看護ステーションと連携し「健康観察チーム(仮称)」(5隊を予定) を結成。また、墨田区薬剤師会と連携し処方薬を配送する「自宅療養者支援薬局(仮称)」を整備(29局)。

<イメージ>墨田区の「緊急対応病床」の整備イメージ

現状

コロナ患者の入院病床

専用病床159床 うち重症14

1 病院を「重点医療機関」化

拡充後

コロナ確定患者

専用病床 182床 うち重症16

車点医療機関の病床確保料補助

疑い患者専用の個室

疑似症病床 8 1 床

疑い患 搬送困難例 者

回復者用

後方病床56床

後方病床56床

回復者

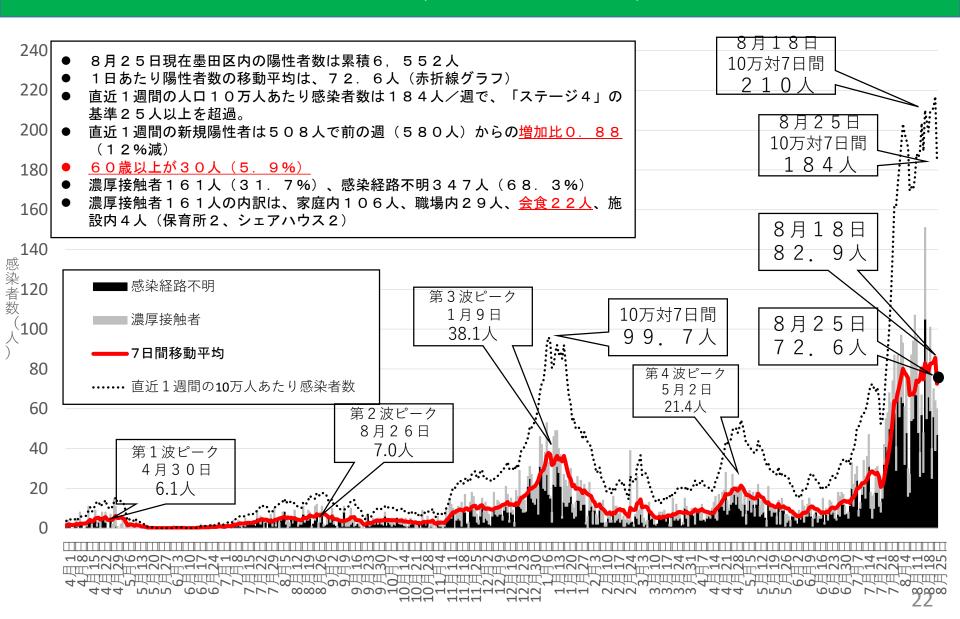
新型コロナワクチンの接種状況について(8月21日時点)

対象	1回目接種完了	2回目接種完了
区民全体	165,407人	133,641人
(対象 252,170人)	(65.7%)	(53.8%)
6 5 歳以上の区民	54,386人	53,316人
(対象 61,034人)	(89.1%)	(87.4%)
60~64歳	10,791人	10,187人
(対象 13,119人)	(82.3%)	(77.7%)
50~59歳	27,233人	23,827人
(対象 37,078人)	(73,4%)	(64.3%)
40~49歳	29,820人	25,157人
(対象 44,297人)	(67.3%)	(56.8%)
30~39歳	22,945人	12,133人
(対象 45,386人)	(50,6%)	(26.7%)
20~29歳	15,958人	7,821人
(対象 38,204人)	(41.8%)	(20.5%)
12~19歳	4,274人	1,200人
(対象 13,982人)	(30.6%)	(8.6%)

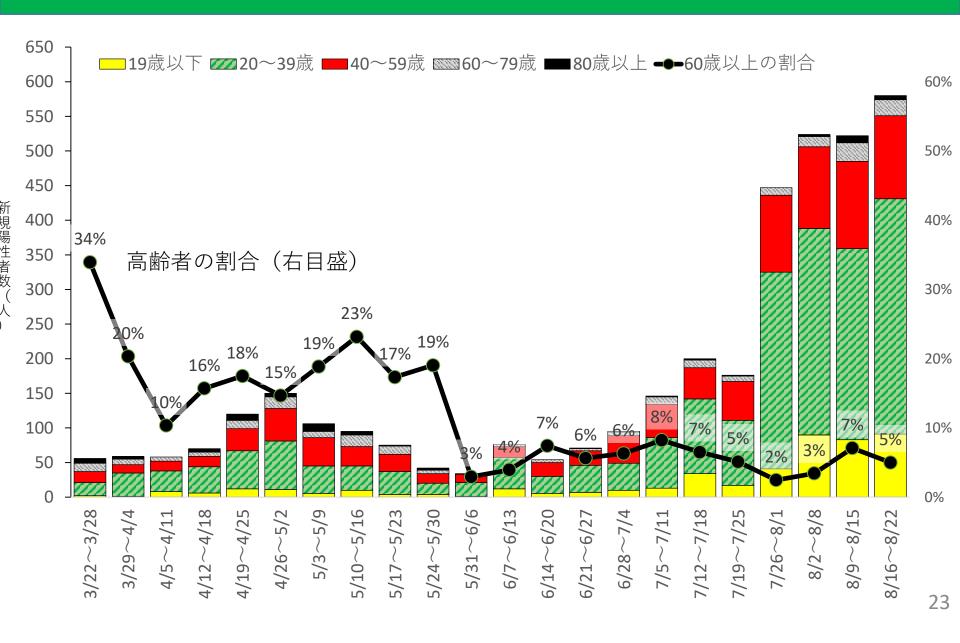
墨田区の感染の広がりを表す指標(新基準)

分科会が示す	ステ	ステ	7月		8月			
5 指標	リ ジ 3	リ ジ 4	21日	28日	4日	11日	18日	25日
病床使用率(%)	2 0 以上	5 0 以上	3 9	4 0	5 6	5 7	60	58
入院率 (%)	4 0以下	2 5 以下	20	2 1	1 5	8	7	10
重症病床使用率(%)	2 0 以上	5 0 以上	38	0	6 1	64	64	92
療養者数(人)	2 0 以上	3 0 以上	83	117	208	186	190	201
陽性率 (%)	5 以上	10以上	12. 1	17. 1	21. 2	21. 8	22. 0	22. 0
1 週 間 の 感染者数(人)	15以上	2 5 以上	66	92	172	170	193	184
感染経路不明者の割合(%)	5 0	以上	5 9	68	7 0	61	69	68

新規陽性者数(墨田区居住者)速報値

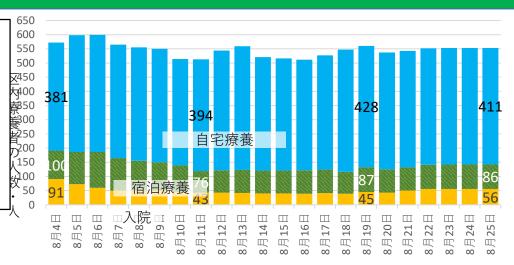


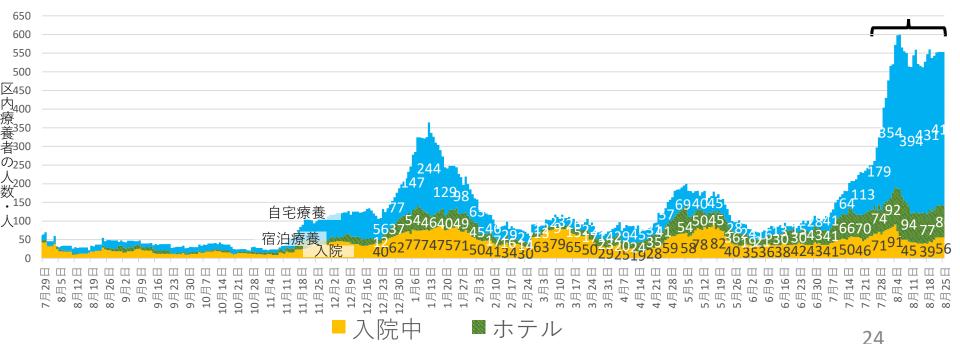
年齢別にみた感染者数の動向(60歳以上の割合)



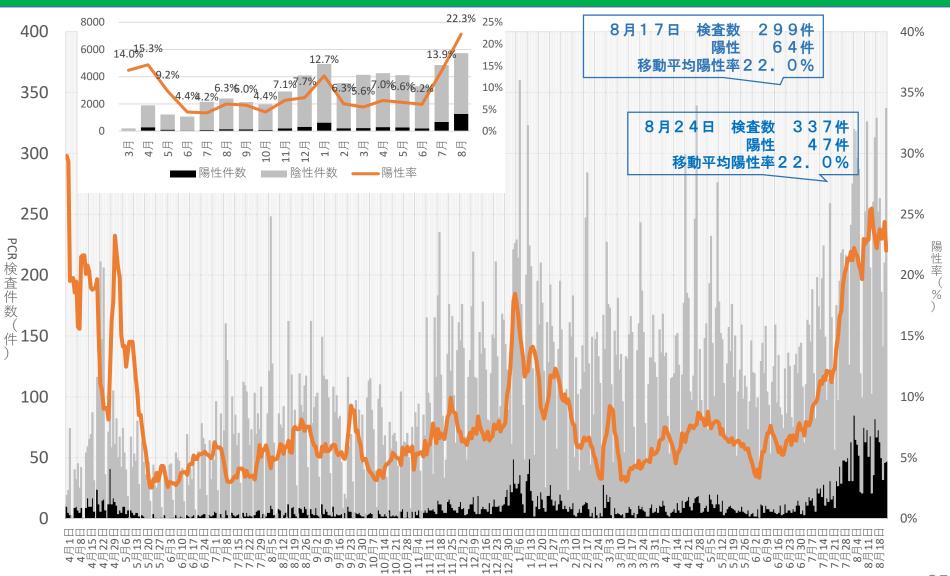
墨田区における療養者の状況

- 8月24日現在、墨田区内の療養者数は553人。感染拡 大直前の6月6日69人と比べ71倍
- 8月24日自宅療養者は411人
- 8月24日の入院率は10.1%
- ◆ 人口10万人あたり療養者数は201人で、政府の分科会が示した「ステージ4」の基準「30人以上」を超過している。





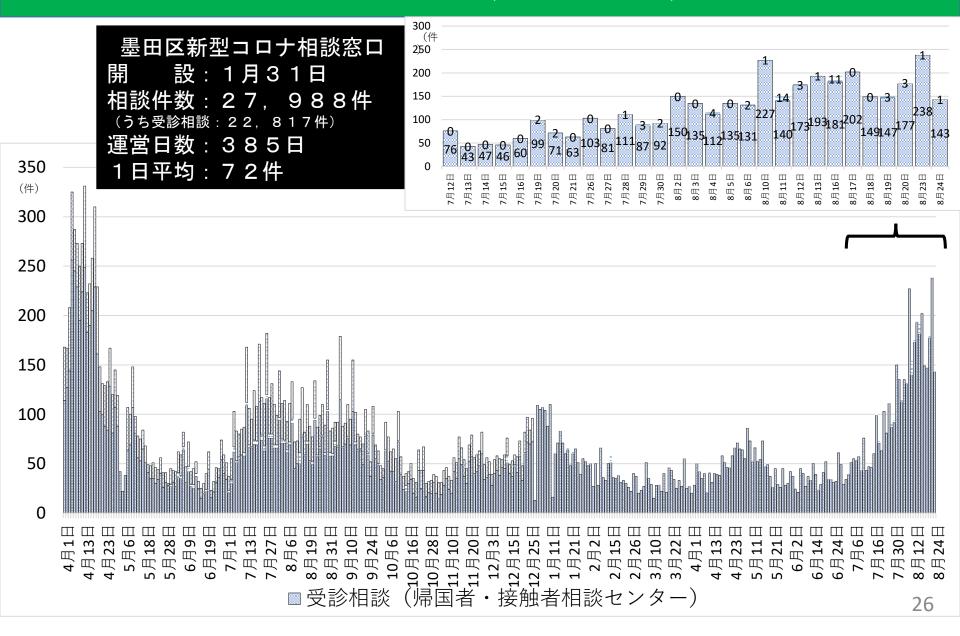
PCR検査数と陽性率(墨田区内) 速報値



陽性件数

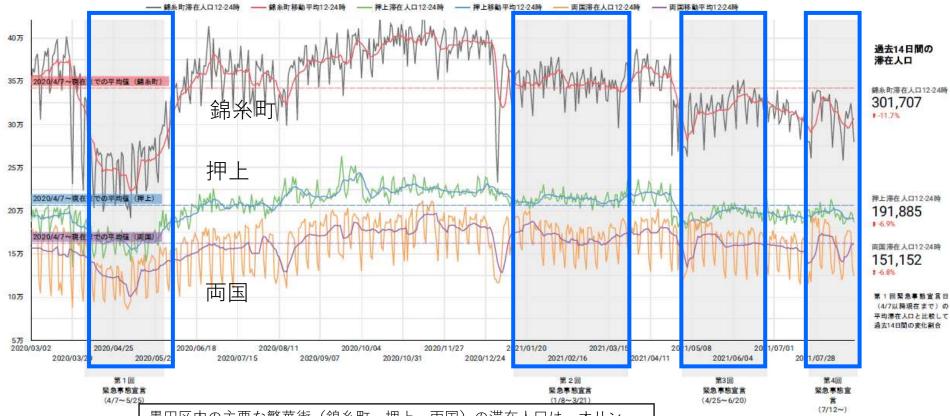
陽性率(7日間移動平均)

電話相談件数(土日祝除く)



墨田区主要繁華街 推計滞在人口(各駅から半径500m範囲)の推移

アップデート日: 2021/08/24 分析データ期間: 2020/3/2~2021/8/22



Healthy Places Design Lab.

墨田区内の主要な繁華街(錦糸町、押上、両国)の滞在人口は、オリンピック開幕後7月23日から25日まで一時増加、その後、お盆期間に一時減少に転じたが、再度増加がみられる。

- <u>錦糸町</u>の滞在人口は第3波前の4月18日から25日までの1週間と比べて、 日中で17%減少、夜間で12%減少。
- ・ 押上では日中で12%減少、夜間14%減少。
- 両国では日中で11%減少、夜間で9%減少している。
- 来街者だけでなく居住者の人口も含むため比較できないが、目標とされる50%減に向けて人流抑制に取り組む必要がある。

データソース: KDDI Location Analyzer 分析・可視化: 千葉大学予防医学センター 健康都市・空間デザインラボ

医療提供体制の強化

- ① 区内のコロナ専用病床の拡充
 - 確保病床を189床から240266床に
- ② 自宅療養者への医学的管理強化
 - パルスオキシメーター(9001, 800台)貸出
 - 酸素濃縮装置(313台)確保。区が契約するメーカーが素早く在宅酸素供給装置を患者宅に提供。
 - 在宅医5チームが在宅酸素や 医学的管理を24時間対応

【イメージ】在宅酸素供給装置(酸素濃縮装置) 画像提供:フクダ電子株式会社



抗体カクテル療法について

令和3年8月6日 墨田区長メッセージ動画

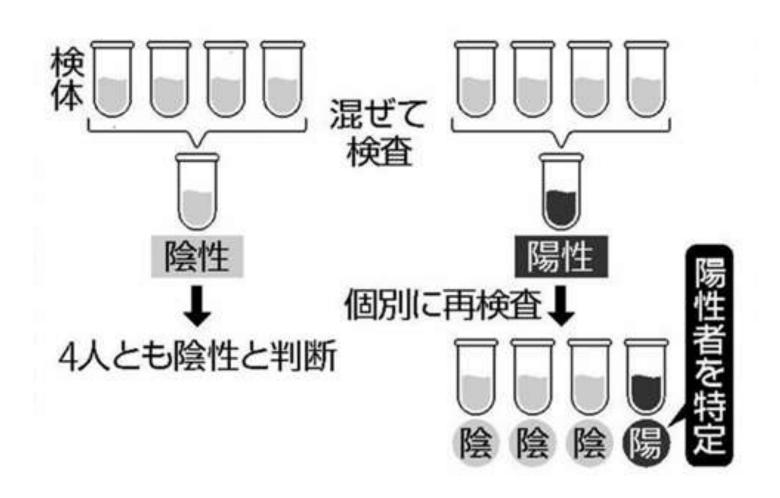
- 墨田区では、先月末から区内の病院で「**抗体カクテル療法**」を開始
- 先月<u>新たに承認</u>された「カシリビマブ」と「イムデビマブ」の2種類の治療薬を同時に 使うことから「抗体カクテル療法」と呼ばれる。
- 2種類の抗体が作用してウイルスの働きを抑え、**重症化や死亡のリスクを70%減らす**。
- 国内では供給量が限られ、<mark>登録医療機関</mark>の入院患者だけに使用できる。
- 区民のための<u>「優先病床」</u>を20床確保し、基礎疾患のある軽症の患者に対して治療を 行っています。
- 重症化リスクのある軽症者に区から直接案内しています。そのため個別の<u>お問い合わせ</u> <u>はご遠慮ください</u>。

新型コロナウイルス感染症の重症度別の治療法

重症度別 マネジメント	軽症	中等症丨	中等症Ⅱ	重症		
呼吸療法			酸素療法	人工呼吸/ 腹臥位/ECMO		
抗ウイルス薬			レムデシビル			
免疫抑制剤など			ステロ バリシ			
抗凝固薬		ヘパリン				
中和抗体	抗体カクテル(令和3年7月19日特例承認)				

79

プール方式の仕組み(4人分を1度に行う場合)



緊急事態宣言の再々発令に伴う 墨田区の対策

- 1 変異株対策の強化
- 2 無症状患者のPCR検査を充実
- 3 医療提供体制の充実
- 繁華街の飲食店に対する 重点監視指導
- 5 新型コロナウイルスワクチン接種







新型コロナウイルス感染症の再拡大(第2波)に向けた墨田区の取組について

区民福祉委員会令和2年6月24日



設

危機管理体制

レベル3

新型コロナウイルス関 連肺炎危機管理連 絡会議(R2.1.28)

レベル4

新型コロナウイルス感染 症に関する危機管理対 策本部会議【20回】 $(R2.1.30\sim4.7)$

レベル5 緊急事態宣言発令

新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R2.4.8~ 12回開催)

医療体制の強化

帰国者接触者外来8病院、PCRセンター1施 設、診療・検査医療機関54施設 発熱外来の受入れ態勢1日530件

休日応急診療所に発熱外来併設

入院重点医療機関3施設(都内100)、入 院協力2施設、新型コロナ疑い救急患者地域 救急医療センター2(都内30)

サージカルマスク10万枚など防護具提供 医師会等への支援金、病院再開支援事業

区内病院との定例web会議の実施

年末年始の発熱外来開設・公表

相談体制

コールセンター設置 [一般相談] (R2.3.23) 「コロナこころの相談」設置(R2.6)

置 墨田区発熱・コロナ相談センター(R2.10) 東京都発熱相談センター(24時間対応)

民間委託・人材派遣活用

強 自治体間専門職応援派遣スキーム活用検討 化

多言語通訳サービスの活用(TOCOS)

実 接触確認アプリ(COCOA)通知 受信者全員に行政検査 施



検査体制

委 各医療機関が民間検査機関に検査委託 託 二次救急医療機関3施設で自前PCR検査

> 本所保健センターに迅速検査体制を整備 "最大100検体を70分で解析"

区内民間検査施設を誘致 化

1日1,000件、6,000円(税抜)

無症状妊婦のPCR検査(都)

高齢者施設のPCR検査事業

感染者·濃厚接触者対応

感染症法に基づく患者調査、現地調査・指導

強

クラスター班、疫学調査(トレーサー)班等 班体制を構築、全保健師に兼務発令 化

HER-SYS(新型コロナ情報把握管理支援 システム) 運用開始 (R2.8~)

LINEアプリを活用した 健康確認一部開始

支 援

自宅療養者に対する支援物資セットの配布 (R2.8.6~89人)

強 陰圧使用車の配備(リース)

化 コロナ患者移送タクシー(日本交通)

化

ペット可の宿泊療養施設140戸(都) 濃厚接触高齢者の療養病床確保

感染予防対策等

- ・緊急事態宣言中の事業中止、母子健診の延期
- ・飲食店に対する個別訪問指導(398施設)
- ・高齢者インフルエンザ定期予防接種の無料化
- ・訪問介護事業者向け研修会(9月15日)
- ・新型コロナワクチン予防接種調整担当の新設

【危機管理】 事業継続計画(BCP:新型コロナウイルス感染症対策暫定版)の作成、水害時における避難所の感染症対策マニュアルの改定(作業中)

【子育て支援・教育】 妊婦支援(商品券1万円)、子育て世帯応援(4/28~出生児に商品券3万円)、定期接種の期限2年延長

【区民への情報提供】 区ホームページに特設ページを設置、区内感染状況等の迅速な情報提供、区報への特集記事等の掲載、区内施設等へのポスター掲示

【介護・福祉】 医療用マスク備蓄を供出、特別定額給付金、生活困窮者自立支援相談窓口の設置、介護・障害者サービス事業者への支援

【産業・経済】 事業者へ融資拡充、公的制度相談窓口の設置、飲食店等へ支援、錦糸町エリア新型コロナ対策連絡会

33

赤字:令和2年8月以降の取組

そ Ō 他の 取組

外

来

援

実

施

夜の繁華街におけるクラスター対策 (墨田区全域)

令和2年8月6日 錦糸町エリア新型 コロナ対策連絡会

現状(7月31日現在)

- 墨田区における新規陽性者数は、自粛要請が必要な人口十万人あたり2. 5人/週を超え、8. 3人/週
- 宣言解除後、区内の新規陽性者111人のうち30代以下が78人(70%)を占め、多くが夜の街又は会食が関連
- PCR陽性率は、6月3日2.6%まで低下したが、7月31日現在5.3%に増加

東京都の対策

1. 関係機関等との情報共有

- ▶ 厚生労働省クラスター対策班が都庁に常駐
- ▶ 都は、新宿区、豊島区と連絡会議を開催

2. 感染が発生した店舗の地区情報の活用

▶ 東京版新型コロナ見守りサービス(都立施設でクラスターが発生した場合、利用者に通知)の運用

3. ガイドラインの策定とその実践促進

- ▶ 事業者向け東京都感染拡大防止ガイドラインを策定
- ▶ 感染防止徹底宣言ステッカーの交付
- ▶事業者向け東京都感染拡大防止ガイドブックを作成中

4. 接待を伴うクラブ等の従業員に検査の受診勧奨

- ▶LINE相談ツール「東京都新型コロナ対策パーソナルサポート」のクラブ従業員・顧客向けアカウント開設
- ▶ 新型コロナコールセンターに専用電話相談窓口を設置

墨田区の対策

1. 錦糸町エリア新型コロナ対策連絡会の設置

▶ 墨田区商店街連合会、錦糸町商店街振興組合、墨田区 食品衛生協会、錦糸町を元気にする会(楽天地、東武 ホテル、テルミナ、丸井など)に参加を要請する。

2. 接触確認アプリ(COCOA)の活用

・ハマートションの近接通信機能(Didecooth)を利用 し新型コロナ陽性者と接触した可能性について通知するアプリを区広報媒体で周知・積極的運用

3. 「新しい生活様式推進宣言店」ステッカーの普及

に、カイトラインに沿った取組を推奨

≫新しい生活様式推進宣言店ステッカーを普及

4. 相談体制・集団検査 不安に対応

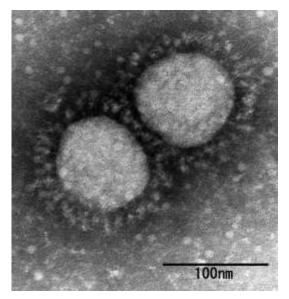
>陽性者が発生した店舗に集団検査



変異株対策の強化

墨田区独自に変異株検査を開始

英国由来の新規変異株 (VOC-202012/01) の 電子顕微鏡像



【引用】国立感染症研究所ホームページ (1nmは100万分の1ミリメートル)



無症状者のPCR検査(繁華街でのモニタリング検査)



民間の検査機関を誘致





NHKニュースウォッチ 9 (10月6日放送) 「独自PCR検査会社を誘致する動きも」 誘致に際しては必要となる手続きや条件を緩和し、区の検査を優先して請け負ってもらうよ うにしました。

墨田区·西塚保健所所長

「需要に合わせて人を2倍3倍にしていくということはなかなか予算の都合などで公的機関では難しい。柔軟なニーズに対応できる民間サービスというのが重要になってくる」 <ニーズが急増 その裏で>

墨田区の誘致に応じた民間の検査会社です。元は訪問看護事業などを手掛けていましたが、需要の増加を見越して今年6月から検査事業に新規参入しました。これまで医療機関や企業からの依頼が多くを占めていましたが、国が方針を打ち出してからは自治体からの問い合わせが増えてきました。

墨田区自前の検査施設



NHKニュースウォッチ9 (10月12日放送) 「同時流行への備え 保健所は」



NHK首都圏ニュース(7月10日放送)



安全な花街に

芸者ら100人PCR検査

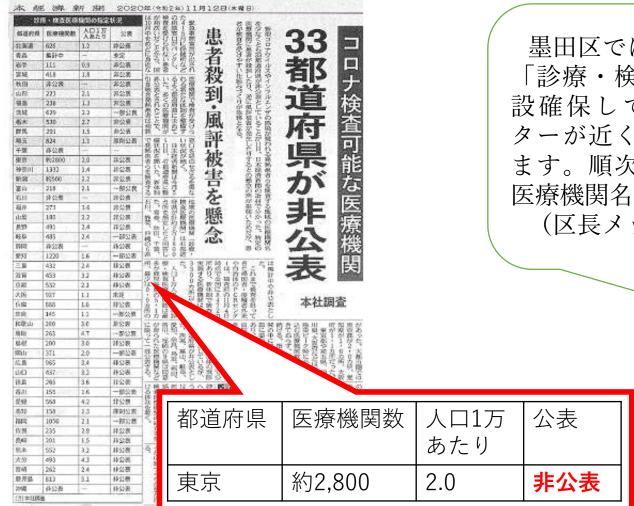
新型コロナウイルスの影響で 客足が遠のく花柳界の文化や観 光資源を守り、安全を図るた め、東京都墨田区は9、10日の 2日間で、江戸時代から栄える 同区向島の花街の芸者ら約100 人をPCR検査した。

検査は、墨田区が費用を助成 を語った。

し主催した。区立隅田公園の駐車場で、東京都医師会が派遣したPCR検査の専用車を用いて実施した。10日は、20代から70代の約50人の芸者が検査を行った。視察した山本亨墨田区長は「向島花街の歴史や観光資源は区の大切な魅力。積極的に検査して安全を発信することで、一刻も早く地域のにぎわいを取り戻していきたい」と検査の意義を語った。(池田良)

朝日新聞7月10日

コロナ検査可能な医療機関 33都道府県が非公表 (B&新聞11月12日)



墨田区では、発熱外来を設置した「診療・検査医療機関」を47施設確保しており、発熱相談センターが近くの医療機関をご紹介します。順次、区のホームページで医療機関名を公表していきます。

(区長メッセージ11月6日)

